

# 安城市ウェブサイト広告取扱広告代理店募集要項

## 募集内容

安城市が実施する広告事業の一つとして、安城市が公開・管理するウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）に掲載する広告を取り扱う広告代理店を募集します。本要項は別に定める安城市ウェブサイト広告取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、必要な事項を定めるものです。

### 1 広告代理店の取扱業務

取扱要領及び本要項に規定する業務

### 2 広告代理店の資格要件

次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 応募時点で、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成5年4月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の手続について申立てがなされ、当該手続が終了していない者
- (4) 法令等に違反する事業若しくは行為を行う法人等又はそのおそれがある者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける事業を行う者
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行う者
- (7) たばこの製造又は販売に関する事業を行う者
- (8) 「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置の対象となる者
- (9) 本市の市税及び料金等を滞納している者
- (10) 愛知県内に本店又は支店等を置いていない者

### 3 広告の掲載ページ

「総合メニュー」ページ（最上層ページである「総合トップ」ページの直下のページ）

※「総合メニュー」ページ (<https://www.city.anjo.aichi.jp/index.html>) のアクセス数は令和6年度約36万件、令和7年度上半期約61万件です（グーグルアナリティクスによるページビュー数）。ただし、今後のアクセス数を保証するものではありません。

※市ウェブサイトのリニューアル等により、掲載ページを変更することがあります。

### 4 広告の掲載位置

#### （1）「総合メニュー」ページ最下部

常設掲示します。広告の並びは表示毎にランダムで切り替わり、位置を指定することはできません。

### 5 広告の取扱及び掲載期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12カ月）。掲載は1カ月単位とします。

### 6 広告の規格等

#### （1）広告の規格は、次のとおりとします。

ア 掲載する広告の種別は、バナー広告とします

イ 原則10枠とします

ウ バナー1枠は、縦40ピクセル、横180ピクセルとします

エ 形式は、GIF（アニメ不可、透過GIF不可）またはJPEG形式とします

オ データ容量は、100KB以下とします

#### （2）次の表記、構造は禁止します。

ア 画像のスライス（分割）不可

イ 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン

ウ アラートマーク（「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

エ ラジオボタン（選択できるような誤解を与えるもの）

- オ テキストボックス（入力できるような誤解を与えるもの）
- カ プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）

## 7 広告のリンク先ウェブページの構造

次の構造や機能を有するウェブページへのリンク指定は禁止します。

- (1) 専ら広告以外の情報で構成したページ
- (2) 広告主のウェブサイトであることが分かりにくいページ
- (3) 広告主以外の者が書き込みできる機能を有するページ

## 8 広告代理店の募集方法

令和7年12月1日から12月26日までに取扱要領様式1「安城市ウェブサイト広告取扱業務申込書」を用いて持参又は郵送により提示額を示してください。持参による場合は市役所開庁日とし、郵送による場合は期限までの必着とします。

なお、最低提示額は500,000円（消費税及び地方消費税別）とします。

提出先 安城市役所秘書課広報広聴係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

## 9 広告代理店の決定

2者以上の申し込みがあった場合は、提示額が最も高かった者に決定します。提示額が同額だった場合は、安城市による抽選により決定します。選定結果は申し込みがあった者すべてに取扱要領様式2「安城市ウェブサイト広告取扱廣告代理店選定結果通知書」で通知します。

## 10 広告掲載料の納付方法

広告代理店は広告掲載料の2分の1に相当する金額を令和8年4月30日までに、残額を令和8年10月31日までに支払うものとします。支払方法は契約後、協議するものとする。

## 11 広告料に関する事項

広告代理店は広告主との間で広告料の金額及び徴収方法等を定めることができます。

## 1.2 広告主及び広告原稿の仮審査

広告代理店は、広告主から広告掲載の申込があったときは、安城市広告掲載等実施要綱、取扱要領等の規定に従い広告主及び広告原稿の仮審査（正式な審査は安城市が実施）を行い、申込受理に際して疑義のあるときは、安城市的指示を受けて対応するものとします。

## 1.3 広告原稿等の提出

広告代理店は、仮審査で適正と認めたときは、掲載を開始しようとする前月の20日（20日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、取扱要領様式3「安城市ウェブサイト広告掲載申込書」、様式5「租税公課納付状況調査同意書」及び広告原稿（市が指定した電子データ記録媒体等に記録したもの）を添えて、安城市に提出するものとします。

ただし、4月1日掲載分については別に協議します。

## 1.4 広告主及び広告等の審査

広告掲載の可否については、安城市広告掲載等実施要綱、取扱要領等に基づき、安城市が審査します。

## 1.5 広告掲載の決定

広告掲載の可否は、安城市が広告代理店に取扱要領様式4「安城市ウェブサイト広告掲載決定通知書」で通知します。

## 1.6 掲載を決定した広告又はリンク先の変更

掲載を決定した広告又はリンク先の変更は、次の2つの場合があります。

### （1）安城市からの変更依頼

安城市が変更を依頼した場合は、速やかに応じてください。

### （2）広告主からの変更申出

広告主からの変更申出は、会社名の変更等、広告又はリンク先の変更がやむを得ない事情として安城市が認めた場合に限ります。変更希望のあった場合は、広告代理店を通して安城市へ変更の内容と理由を記した申出書を提出してください。

## 1.7 掲載を決定した広告の取下げ

広告主の都合により、掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、広告代理店を通して安城市へ申出書を提出してください。ただし、この場合安城市は、広告代理店へ広告掲載料の還付はしません。

## 1.8 広告枠数の増枠

広告代理店は、11枠以上に広告枠を増枠したい場合、上限を30枠として安城市に増枠を申請することができます。増枠した場合、第10項の支払額、支払方法とは別に1枠ごとに広告掲載料（税込み）を120で除した金額（1円未満の端数は切り捨て）を広告掲載料として支払うものとします。その場合の支払期限は広告を掲載しようとする月の前月末までに支払うものとします。

## 1.9 業務の再委託及び債権の譲渡等の禁止

広告代理店は、安市の承諾を得た場合を除き、業務の全部若しくは一部の履行（個人情報の処理を含む）を第三者に委託し、又はこの業務により生ずる債権を譲渡してはならないものとします。

なお、安市の承諾を得て業務の一部（個人情報の処理を含む）を第三者に委託した場合でも、安城市に対して再委託先の行為について全責任を負うものとします。